

【特別企画】
ベトナム・オンライン座談会
～20年で変わったこと，変わらないこと～



武藤司郎弁護士



左：枝川充志専門家，右：横幕孝介専門家

【目次】

I 初代長期派遣専門家の体験談	34
II これまでの法整備支援を振り返って	36
III 人材育成の観点	40
IV 長期派遣専門家の役割	42
V 今後の展望	44

【参加者】※敬称略

○武藤司郎

弁護士（1994年登録）。

西村あさひ法律事務所ハノイオフィス・カウンセラー。

2012年からハノイに駐在。ベトナム日本商工会法務小委員会委員長として、2015年の投資法の改正や、官民連携パートナーシップ法（通称PPP法）の制定等ベトナムの重要法案の改正・制定に貢献し、現在は、日越共同イニシアティブの投資法・企業法、土地法のワーキングチームのリーダーとしても活動。

日本政府によるベトナム法整備支援の初代長期派遣専門家として、1996年12月から2000年4月までベトナム司法省に派遣される。

○横幕孝介

検事（2001年任官）。

元法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官、2016年2月から2018年3月まで長期派遣専門家。チーフアドバイザーとしてインドネシアに派遣。

2019年12月から長期派遣専門家チーフアドバイザーとしてベトナム派遣中。

○枝川充志

弁護士（2008年登録）。

国際協力事業団（当時、現国際協力機構（JICA））退職、法律事務所勤務を経て、JICA国際協力専門員（法整備支援）。

2018年4月から長期派遣専門家としてベトナム派遣中。

【司会】

○河野龍三

検事（2010年任官）。

ベトナム担当のICD教官。

※本座談会は、2021年3月29日にオンラインで実施されたものです。

※写真は、本座談会時に撮影されたものではありません。

○河野 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ICDは、今年で創設20周年を迎えました。ICD NEWS 6月号において特集を組んでおりますが、支援の歴史が最も長いベトナムに関しては、特別企画として、初代長期専門家であらっしゃる武藤司郎弁護士、現在の長期専門家である横幕検事、枝川弁護士のお三方で、オンライン形式による座談会を開催したいと思います。

I 初代長期派遣専門家の体験談

○河野 まず、武藤先生に、ベトナム赴任当時の体験談を伺いたいと思います。ベトナムは、日本政府が初めて正式に法整備支援を開始した相手国です。その初代の長期専門家ですから、色々ご苦労があったのではないのでしょうか。

○武藤 1996年当時は、ドイモイ政策がようやく軌道に乗った頃でしたが、ノイバイ空港の建物はまだバラックのような作りで、ロシア製の車やたくさんの自転車が走っていました。執務室は司法省内にあったのですが、2国間の援助プログラムの外国人専門家が司法省内にオフィスを持つということに対して、当時のベトナム政府が警戒をしており、そのため、赴任当初は、司法省側から「週2日しか司法省のオフィスには来ないでくれ。」と言われていました。すでにUNDPからアメリカ人の弁護士が司法省に派遣されて、司法省内にオフィスを構えていたのですが、日本専門家のように、2国間の援助プロジェクトで省内に外人専門家が常駐することを許すと、ドイツ

やカナダ、スウェーデンなど、すでに司法省に対して援助プロジェクトを実施している他の援助国からの同様の要請を受けることをおそれていたようです。

これは、後の話ですが、ホーチミンに社会調査に行ったときに、ベトナム政府の役人に対して反感をもっている人々がお多い南部ということで、私が農村部に行ったときには、私服の公安を護衛に付けてくれたり、ハノイの郊外では、調査チームの学生が、韓国系の投資家が開発許可を取ったゴルフ場の予定地となっていた村に調査に入ったところ、土地の明け渡しに反対している村人らにスパイと間違われて監禁されてしまい、その身柄を受け取りにゆくことがあったりした、そんな時代でした。

しかし、日本でのキャリアを捨てて海の物とも山のものとも知れないベトナムに来たのですし、土地登記や担保の政令など、民法の施行規則の制定への支援も早速実施しなければなりません。他方、ベトナムの私法に関する文献は全然なく、既存の法令の実務がまるでわからないので、それをヒアリング調査で調べる必要もありました。また、民訴法、破産法、独禁法など、日本から短期専門家を招へいする多くのセミナーのアレンジもしなければならず、業務はたくさんありました。

そのため、当初は週2日の出勤を守り、司法省に行かないときは、商業省や中央銀行や裁判所など、法律関係の別の官庁に行って情報の収集をしたりしていたのですが、そうすると、今度は、司法省から、お前は司法省派遣の専門家なのだから、他の官庁に行くひまがあったら、司

法省内で民法に関するセミナーでもやれと言われて、むしろ私の囲い込みに回るようになり、「週に2日のみの出勤」という話は、いつのまにか消えてなくなりました。

○河野 ベトナムに派遣されて、一番よかったと思うことは何ですか。

○武藤 「人」というアセットを得られたことですね。



当時のカウンターパート機関、司法省の国際協力局長は、後に司法大臣となるハー・フン・クオンさんでした。奥様のグエン・ティ・ビック・バンさんも司法省の経済法を専門とする幹部で、ご自宅にお邪魔したり、ご夫妻と2人のお嬢さんをうちに呼んで私の妻の手料理を振る舞ったり、日本ご出張の際には、拙宅や所属事務所を訪問していただくなど、家族ぐるみの付き合いをさせてもらいました。私が2012年から2013年には、この奥様が設立されたAPACという法律事務所に出向し、奥様とは再び一緒に仕事をし、出向終了後も、所属事務所の提携先の法律事務所として、政府からラ

イセンスを取得する案件や、訴訟・紛争案件などで、引き続き一緒に仕事をさせてもらっています。もう20年来のお付き合いです。

民法のメイン・ドラフター、デイン・チュン・トゥンさんも、私が知り合いになれたベトナム人の1人です。彼は、後に司法省次官になり、現在は顧問という要職に就いていますが、今でも交流があります。

ベトナム人は、日本人より優れたものを持っています。それは、「人生の本当の幸せは、個人が豊かになり、友達や家族と楽しく過ごすことだ。」という哲学を皆がもっていることです。ベトナム人は、日本人のように滅私奉公で、サービス残業を続けたり、過労死しても会社や役所のために働くことはしません。私がお付き合いをしてきたベトナムの高官達はみな勤勉で優秀で、その方達とよく一緒に山や海に旅行に行ったり、お酒を酌み交わしたりしましたが、皆さん、仕事が忙しいながらも、個人の生活をエンジョイすることも上手で、仕事と家族と個人の生活のバランスを取ることがうまいのです。ベトナムに来て改めて、幸せな人生とは何なのかということのを再認識した次第です。

○枝川 現在、対ベトナム法整備支援に携わっている主な開発援助機関というと、EU、KOICA（韓国国際協力団）、GIZ（ドイツ国際協力公社）、UN関係機関となりますが、武藤先生が赴任されていた当時は、どのような機関が協力を行っていましたか。

○武藤 UNDP（国連開発計画）、CIDA（カナダ国際開発庁）、GTZ（ド

イツ技術協力公社，G I Zの前身)，S I D A（スウェーデン国際開発協力庁）など，日本と同じく，司法省内で一室を借りて活動をしていました。UNDPの長期専門家でアメリカ人の弁護士であるジョン・ベントレーは私の赴任以前から現地にいましたが，彼とも家族ぐるみの付き合いでした。

Ⅱ これまでの法整備支援を振り返って

- 河野 今回の座談会のメイン・テーマに移りたいと思います。武藤先生は現在も法律家として現地でご活躍ですが，20年前と現在でベトナムの法制度が変わったこと，変わらないことは何でしょうか。変わった点からお伺いします。
- 武藤 まず，民法が良くなりました。民法に関する支援は私がいた当時からやっています。これまで2回の改正があり，2015年改正では，念願の表見代理の規定が新たに導入されましたし，動産や債権の担保については，司法省に担保登録局が設置され，中央集中型の電子担保登録制度が作られて，債務者の名称で検索をすると司法省のウェブサイトから動産や債権担保の設定状況がすぐにわかるようになり，対象の個人や企業の信用状況について，デスク上でも簡易に調査ができるようになりました。民訴法も2015年に大改正され，以前は書証は原本のみが証拠として認められ，コピーには証拠能力が認められなかったのですが，それが証拠として許容されるようになったことも大きいです。破産法も，私の司法省赴任当時は，複数の役所の代表

者からなる管財委員会の設置が義務づけられていて，処理に何年もかかるということで，破産の申立て件数が総計でも数十件と極端に少なく，使い勝手が悪かったのですが，弁護士や会計士等の専門家が管財人となる制度が導入されて，手続が改正され，相当破産の申立ても増え，処理の時間も短縮されました。その他にも，当時は，政令など，公布即施行となっていて，おまけに違反には罰則が付いていたりして，それを遵守することが不可能というような実務上の混乱を招いていましたが，法規範文書発行法が制定されて，不十分ながらも経過期間が定められるようになりました。90年代は企業の設立は，実質上，東インド会社の特許制度のような状況だったのですが，2005年の企業法により準則主義に近くなり，企業の設立は飛躍的に容易になりました。また，2005年の投資法の制定により，外国投資家が原則的に別扱いされていた内外投資家の峻別がなくなり，投資は許可ではなく登録制度になって，投資の規模に応じて当局の審査が軽減されるなど，全般的に見て，法制度は1990年代より明らかによくなっています。現地の日本企業も，そのように感じているはずですが，これら多くの法制度が改善されたことは，法整備支援の目に見える成果だと思います。

しかし，忘れてはいけないのは，日越間の人的信頼関係です。カウンターパートだった職員が政府の幹部になっていき，今でも家族ぐるみの付き合いができる。これまで，多くの長期専門家が派遣されたことと思いますが，1人1人がベトナム側と着実に信頼関係を構築してき

たことも、大きな成果ではないでしょうか。

○河野 次に、変わっていないこと、現在の課題と言ってもよいと思いますが、いかがでしょうか。

○武藤 そうですね、民法などの基礎法の規定は、一般性、抽象性が不可避的に高いというところがあるので、日本などの先進国でも曖昧なところがあるのが避けられず、それを、判例や権威ある教科書・コンメンタールなどで補完して、解釈の統一や予見可能性を担保していると思いますが、ベトナムの場合は、判例の公開が始まったばかりで集積がなく、公開された判例の質も今ひとつで、大規模投資案件や商取引に役立つような判例がほぼないとか、権威ある教科書・コンメンタールが存在していないという大きな課題があります。例えば、離婚や土地売買といった生活に密着した行為については、近時最高人民裁判所が公開しはじめた判例がある程度はありますが、特に外国投資家が依拠したいような民事・商事の取引や大型プロジェクトの契約紛争に関する判例は少なく、まだそれに関する判例はほとんど集積されていません。また、民法や商法や、民事訴訟法、刑事訴訟法などの基礎法について、判決を裁判官や、有権解釈をする政府の役人が依拠できるような法律の教科書やコンメンタールのようなものが存在しません。例えば、ある工業団地内の開発業者が団地内に自家発電施設を有していて、それが過失によって火災事故を起こして、電気を購入した団地内の入居企業や、そこに働く労働者や、近隣住民に損害を生じさせた場合の損害賠償の範囲について、民

法と商法のどちらが適用されるのか、損害は直接損害だけなのか間接損害も含むのか、提訴したのが個人の場合と企業の場合でどうなるのかというきわめて基礎的な問題などについても、まだ曖昧なのです。

また、法改正が頻繁になされる弊害として、企業がこれまで合法に操業してきた地位が、法令が改正されてそれが施行されると同時に違法になってしまうという問題があります。例えば、以前は適法に定款資本の60%を保有できていたのに、法改正により50%を超えてはいけなくなった場合、経過規定があったとしても10%のみ売るのは容易ではなく、過半数を取れないならそもそも投資をしなかった場合があるわけです。

この点、投資法には、法令の変更からの投資インセンティブの保護の規定はありますが、外国投資家がある企業の定款資本の60%を保有しているというステータスは、別にインセンティブでもなんでもない「合法的地位」なのですが、これは投資法上の法令の変更からの保護の対象にならないので、投資法上は守られないのです。

また、新法制定時の混乱という問題も引き続きあります。2019年に投資法が改正され、今年1月から施行されていますが、施行する政省令がまだできていないため、投資の登録や買収の許可をする地方の投資計画局が、ガイダンス文書がないと主張して、買収申請が止まったり、以前には求められなかった文書を求めてきたりしている状態です。

他に、商業賄賂の問題があります。ベトナムでは、それぞれの法律の制度趣旨

を考えない傾向があり、公務員と民間人による贈収賄をほぼ平行に規定してしまっているために、商業賄賂が過重に処罰される可能性があるという問題があります。民間人の賄賂を規制する趣旨は、公務の廉潔性ではなく、賄賂を支払うことによって競争法上不正な地位を得ることの禁止という不正競争の防止です。そのために、海外では通常に行われているコーポレート・エンターテイメントが、ベトナムでは、商業賄賂の規制の対象になってしまうのではないのかという懸念がでてきてしまうのです。

○河野 いくつか挙げていただきましたが、先生が特に注目されているものはございますか。

○武藤 最近、ベトナムにおいて火力やLNGの発電所等の大型インフラ案件を開発中の商社の方々に会ってお話をする機会が多いのですが、近時制定されたPPP法に関する懸念の声を聞きます。私は、ベトナム日本商工会法務小委員会委員長を務めている関係で、法案段階からPPP法に深く関与してきました。当初の案では、PPP契約の準拠法を全てベトナム法とするという規定が存在したのですが、現地法には解釈上不透明な点が多いため、案件に外国金融機関による十分な融資がつくのかといった不安が表明されていたのです。私が計画投資省にその意見を伝えたところ、この問題は同省では解決できない問題なので、国会に行って陳情してくださいと言われたので、ベトナム日本商工会の幹部の方々と一緒に陳情のため国会議事堂に乗り込んでゆきました。そして、その場でPPP法案の実質的な責任者である国会の経済委員会副

委員長にお会いして、彼に対し、「ベトナム法にはまだ不明確な点が多いので、このままでは外国金融機関がベトナムのPPPプロジェクトをファイナンスすることを躊躇し、その結果、外資の民間企業が、ベトナムにおいて、発電所などの大規模インフラプロジェクトを組成できなくなってしまうので、外国法を適用する余地を残して欲しい。」と訴えました。その経済委員会の副委員長は、東ドイツで博士号を取得した道路の技術者であった人で、PPP案件の実情もよく理解していたためか、その問題点をすぐにわかってくれて、ベトナム法の適用の例外を作るよう、ベトナム法の準拠法を強く主張している司法省や、国会のスタンディングコミッティーを説得すると述べてくれました。結局、ベトナム法をPPP契約の準拠法とするというその規定は残ったのですが、外国法を準拠法にできる例外が辛くも作られたのです。但し、この例外にも、「ベトナム法が規定しない範囲で」、かつ「ベトナムの根本原則に反しない限り」という留保がついています。特に、ベトナムには民法という全てに適用される一般法がありますので、実際、ベトナム法が規定しない範囲があるのかという疑問はありますし、ベトナムの根本原則は、ベトナムの裁判所がpublic policyに関する国際通例とはかけ離れた拡大解釈をしていて、ベトナムの省令などの下位法令の規定もそれにあたると判断するなど、裁判所による運用にも問題があります。そのような訳で、これからは、ベトナムの民法や商法の解釈の透明性の問題が、大規模な発電事業や道路建設事業に対して民間が投資をする

際など、実務上も益々クローズアップされると想定しています。

○河野 現在の長期専門家のお二人にも、ベトナム法制度の課題についてお聞きしたいと思います。前プロジェクトでは、法令の整合性確保や統一的運用を目標にしていました。支援の成果や課題についてお話しいただけますか？

○横幕 2015年4月から2020年12月まで行われた前プロジェクトでは、法令の整合性確保や統一的運用・適用に関する業務を所管する部局として、新たに司法省内の法整備総務局（GALD）、法規範文書事後検査局（BPR）、行政違反処理管理・法令施行監視局（BLEM）の3部局を対象に、法令の整合性の向上に関する活動を実施しました。法令の整合性の確保や統一的運用・適用の制度整備は、それ自体、非常に大きなテーマであり、わずか数年でその全体が解決できるというものでは到底ありませんが、その中でも、法規範文書発行法の改正における課題の洗い出し作業や、法令の事後検査業務に関する留意点の周知を繰り返し行うことを通じて、着実に問題のある法令が減りつつあることは、成果の一つと言えると思います。

他方、課題としては、法令の不整合を含め、既存の制度がうまく機能しない根本的な原因がどこにあるのかということについての突き詰めた検討に至らないまま、生じた問題の対処を現場で繰り返しているようにも思われるところです。例えば、事後検査によって問題のある法令に対処することにも意味はありますが、仮に、本来事前のチェックで防ぐことのできる点が漏れているのだとすれば、そ

の点を放置したまま事後検査を繰り返すことの限界は目に見えています。カウンターパートの人たちと話してみても、事後検査による対応の社会的コストの方が高つくという問題意識は感じているようですし、そうした点にまで踏み込んだ議論ができれば、よりよい改善につながるようにも思えます。もちろん、現場の部局は与えられた業務を誠実に遂行する責任がありますので、こうした議論をどこまでできるのかについては、現場の部局のみでは対応が困難なことも出てくると思いますが、その点で、どのようにして上のレベルに働きかけていくかも、今後のプロジェクトにおける課題になると思います。

○枝川 横幕専門家が指摘されたことに加えて、法令の整合性に関連する課題としては、そもそも何をもって不整合と評価するのか、という問題の所在の特定の点から混乱があるように思えます。また、例えば一般法・特別法という法原則から矛盾なく整合的に説明できそうな法律の適用関係についても、法原則の理解と関



連して、時に矛盾していると評価されることがあります。加えて立法実態をみると、縦割りの弊害と関連し、各省庁は所管ごとにいわば「単行法」を作っているとも言ってよく、法原則の理解のみならず、こうした立法実態もまた問題を複雑化させているように思えます。

このことは例えば、2015年民法に「地上権」(267条以下)の規定が入ったのですが、天然資源環境省が所管する「土地法」及び関連政令に「地上権」の案内がないため適用できない、という議論に典型的に現れているように思えます。

○武藤 前プロジェクトでは、司法省内だけでも、複数の部局を相手にしていたことは、初めて知りました。横幕さん、大変でしたね。法令の整合性を確保するためには事前審査が重要であります。ベトナムでは法令が毎年大量に発効されているので、司法省のみでこれらの法令を一からすべて直すということは不可能だと思いますので、まずは各官庁の法令のドラフトのクオリティを上げないでどうしようもないでしょう。各省庁のドラフターへの法学教育が不可欠です。

枝川さんのおっしゃった、縦割りの弊害は確かにあります。例えば、民法は司法省、商法は商工省の所管ですが、商法は、販売・プロモーション・販売代理等の商工省の所管する活動に適用されますが、商法が適用される商行為のように思われる建設契約など、売買に関しない行為には商法の適用がないのです。日本では、商人・商行為一般に商法が適用されるのと異なります。ベトナムでも一般法・特別法の考え方はありますが、具体的事案では単行法の考え方が出てきて、

省庁間の関係に影響を受けるため、適用法を決めるのが難しいのです。単行法を各省庁が縦割りで所管するという社会主義的な考え方が、まだ残っていると思います。

Ⅲ 人材育成の観点

○河野 ここで、少し視点を変えて、人材育成についてお話を聞いてみたいと思います。武藤先生がいらっしゃったフェーズ2当時も、法曹人材の育成促進がプロジェクト活動の成果として掲げられていました。20年が経って法律家の能力に変化は見られるでしょうか？

○武藤 政府のドラフターの起草能力はある程度、改善されていると思います。以前は、例えば、企業の新規設立の場合のみを想定して定款資本の何%までの外資比率を認めると規定している一方、既存の企業を買収する場合の規定がないため、買収の場合にどのようになるのか不明で、その点当局に問いあわせると、思考停止状況に陥ってしまうとか、投資法が外国投資家や外国投資企業の定義をおいているのに、各規制官庁が、その管轄する事業に関する政令や省令をドラフトした際、投資法の定義に合わない独自の外国投資家や外国投資企業の規定をおいてしまうというように、問題のある政令、省令が多かったのですが、最近では、新設と買収の場合を書き分けるようになるなど、法令の質は以前に比べると、だいぶよくなっています。

一方で、弁護士、特に若手弁護士の能力には課題があります。彼らに起案をさせると、法律の適用、つまり、事案への

当てはめができない者が多いのです。法令はいろいろ調べて盛りだくさんに書いてくれるのですが、そこらいきなり結論になって、その法令をどのように本件の事例に適用したら、その結論になるのかを書かないのです。ハノイ法科大学でも、私の友人の国際法学科の学科長が、イギリスに行って、ILACという英米法上の法律メモの書き方の基本を学んで、それを自分の学科の学生達に教えたのですが、彼女のILACの指導を受けた学生達はこの点優秀ですが、そうでない学生は法令の当てはめが全然だめという状況にあって、彼女に言わせると、そもそもハノイ法科大学でも、先生自体がこれできていないので、その指導を受けた学生ができるはずがないとのこと。これは、私の所属事務所のみならず、他の日系の法律事務所でもベトナムに進出した法律事務所もこの点でベトナム人弁護士の指導に相当苦勞をしているようです。

もう1つ、裁判官の判決書の起案能力にも改善の余地があると思います。ベトナムで公開されている裁判例を見ると結論しか書いておらず、法令をどのように具体的な事例に適用したのかという一番肝心の法令の具体的な適用の部分が書かれていない判例が多いのです。そのため、他の事例にも適用できるような法令の適用の具体例を抽出できないという問題があります。

○枝川 弁護士に関連して、プロジェクト活動ではベトナム弁護士連合会（VBF）もカウンターパートの一つになっています。そこでは主にVBFの組織能力の向上という観点から、定款や職務倫理

規程の改訂に対する助言等を行っており、弁護士能力向上に直結する活動は限られています。

ベトナムの弁護士は、2013年憲法に「弁護士」という言葉が盛り込まれ、2015年刑訴法には「弁護人」に関する独立した章が設けられる等して、その地位向上が図られてきており、人数もこの10年で3倍近くの約1万4000人にまで増えました。しかし、能力向上という点では、武藤先生が指摘されるような法学教育や、実務家になってからの研修機会の有無・研修のあり方も含め、まだまだ課題があるように思えます。

○横幕 法曹人材の育成という意味では、前プロジェクトで実施した争訟原則に関する最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）、VBFの共同活動は、少人数の法曹三者が、共通の課題についての議論を通じて活動を進める形をとった点において画期的だったと思います。近時は、ベトナム側からの幅広い法分野の専門的なニーズに対応するため、日本側の知見を共有するセミナー形式が多くなっていました。セミナー形式は、一度に多数の関係者に対して効率的なインプットすることが可能な手法として、こうした活動が必要、有益であった段階もあったと思います。他方、現在のベトナムは、そうした過程を経て、概ね法令が整備された段階に至っており、今後は、それを前提に、ベトナム側が自ら、課題に対する根本的な課題を究明し、その解決策を見出していくべき段階に至っているようにも思います。新しいプロジェクトで予定されているワーキンググループ活動は、各カウンターパートが抱える主

要な課題に対する継続的かつ掘り下げた議論を通じて、原因の分析や解決策の検討を行っていくことを想定していますが、そうした作業自体が、ベトナム側の人材育成に資することになるのではないかと思います。実際、カウンターパートの中でも、前プロジェクトで共同活動に参加したSPC、SPP、VBFは、比較的ワーキンググループ活動の考え方に対する理解を示しているように感じられますが、今後、実際の活動を進める中で少しずつそうした理解が他のカウンターパートにも広がり、ワーキンググループがうまく機能していくことを期待したいところです。

○枝川 武藤先生が言及された判例についてですが、ベトナムでは、2015年12月から判例制度が導入され、本座談会までに43の判例が選定・公開されています。通常の判決・決定も、例外を除き、2017年7月から公開されています。いずれもSPCのホームページからダウンロード可能となっています。

こうした中、現在、裁判官出身のICD教官やプロジェクト事務所のスタッフ（ハノイ法科大学日本法教育研究センター卒業生）の協力を得ながら、選定判例のいくつかを集中的に読み、その特徴をつかむべくオンライン勉強会を行っています。事実の整理の仕方に始まり、法律の解釈・適用をどのように行っているのか、何をもちて判例とし、実務ではどのように先例として活用されるのかなど、特徴や疑問等を集積しているところです。

IV 長期派遣専門家の役割

○河野 本日は、初代と現在の長期派遣専門家が一堂に会していらっしゃいます。せっかくの機会ですので、長期専門家をテーマにしてお三方にフリートークをしていただこうと思います。武藤先生からお願いできますでしょうか？

○武藤 私の頃は、長期専門家は1人でしたし、カウンターパートも司法省だけでした。現在は状況がまったく違うので、求められる能力も違うと思いますが、法律の知識と調査能力に加え、カウンターパートとの信頼関係は重要だと思います。

赴任した初日、JICAベトナム事務所の前所長から2つのことを言われました。1つは、「長期専門家はベトナム側について仲良くするのが仕事。とにかく、カウンターパートとけんかしちゃいけない。」ということ。もう1つは、「浮気をしちゃダメ。」つまり、何をしても必ずカウンターパートの司法省を通してやれということでした。当時ベトナム側は、この日本人は何をしてくれるんだろうと、私のことを引き気味に見ていました。だから、業務だけでなく、家族ぐるみで付き合い、相手の心理をマッサージしながら少しずつ自分のプレゼンスを高めていきました。

○横幕 我々は、先輩方が築かれた信頼関係がある中で派遣されていますので、幸いにして、冒頭に伺った武藤先生のような苦労はしないで赴任することができ、本当にありがたく思います。他方、お話にあったように、カウンターパートの数が増え、扱う分野も広くなるなどの変化はありますが、長期専門家に求められる



役割の本質的な部分は今も変わらないと思っています。

最近では、コロナの影響でオンライン・ミーティングが多くなりました。当たり前のようにオンラインでのやり取りが可能な今、考え方によっては、インフラ整備とは異なり、法整備支援は現地にいなくてもできるのではないかと思う人が現れてもおかしくない状況にあると言えるかもしれません。しかし、法制度整備の協力とは、相手国にとっては、外国人に対して統治の根幹に関わる自国の弱みを見せるか否か、それに関する相手の意見を受け入れるか否か、仮に受け入れるとしてもどのように取り入れるのかという、自分の国の形を変えてしまうかもしれない次元の悩みを伴う営みでもあります。そうした領域の問題に関わる上では、やはり現地で人が直接触れ合い、相手との信頼関係を深め、維持するという素地があることは不可欠だと思うのです。日本の協力の在り方として専門家がわざわざ現地に派遣されていることの意味も、究極的にはそこにあるようにも思います。もちろん、日本の知見が最終的に先

方に受け入れられるかどうかはまた別の問題ですが、オールジャパンで提供する日本の知見について、まず先方に真剣に耳を傾けてもらえるような素地を作ること、そのような役割は武藤先生のとくと変わっていないような気がします。

○武藤 やっぱりオンラインではダメ、というのは、我々弁護士の業務でも経験がありますね。例えば、ジョイント・ベンチャーのM&Aをやるとき、日本企業側は現地職員とフェイス・トゥ・フェイスのやりとりをしないと、重要なディシジョン・メイキングはできないものです。

○枝川 カウンターパートとのコミュニケーションという点で、武藤先生はベトナム語をどのように勉強されたのでしょうか。和訳や英訳を介していると理解に齟齬があると思えるときがあり、ベトナム語を直接理解しないといけない場面があるのでお伺いしたいです。

○武藤 私の場合、1993年の修習生であった頃から、日越法律家協会に属している日本人弁護士の紹介を得て、日本やベトナムで開催されていたベトナム投資法や民法のセミナーに参加していました。どうせベトナムを訪問するのなら、ベトナム語が出来た方が楽しいと思い、週1回、日本に帰化していたベトナム人の先生についてベトナム語を勉強しており、赴任時点である程度の基礎はありました。赴任後は、後にハノイ法科大学の国際法の教授となったベトナム人弁護士に1年間、ほぼ毎日、ベトナム語の法令ドラフトを英訳したものを題材にしてベトナム法令の読み方を教わっていました。

当時、法令の英訳はほとんどなく、司法省から提示されたドラフトの内容をす

ぐに理解して、それに対してどのように日本側がアドバイスをするかを決めないと、法案はアドバイスをする間もなく、すぐに法令になってしまう状況だったため、英訳や和訳をしている時間がなかったのです。必要に迫られてベトナム語の法令を読む勉強をやっていたのです。

○**枝川** 20年前と比べて情報量が圧倒的に豊富になっている点でも我々は恵まれているように思えます。現地法令も民間の検索サイトで容易に入手できるようになっています。カウンターパート機関の日々の動向もHP(越語)にいち早くアップされるので、グーグル英訳機能を使えばその動向を把握できるようになっています。

ところで、武藤先生はお酒で苦労されたことはありますか？こちらにいますと、歓迎の意が込められているのかわかりませんが、かなり度数の強いウオッカ等を飲む機会が多いですね。

○**武藤** 幸いというか、酒は強い方です。大学生の頃、無茶な飲み方をしたのですが、まさか弁護士になってから役立つとは思っていませんでした。ただし、酒を飲んだときは注意してください。中国の人も、酔ったときの行動でその人を品定めすると言いますから。

V 今後の展望

○**河野** お話は尽きないのですが、そろそろ最後のテーマに移りたいと思います。ベトナムに対する法整備支援における今後の展望、ICDに対する期待などをお聞かせいただけますでしょうか。武藤先生からお願いいたします。

○**武藤** 先日の党大会でチョン書記長が再任され、日越関係の基本は変わらないと見えています。先ほど申し上げたとおり、まだまだベトナムの法制度には課題がありますので、形態はともかく、日本による支援は継続すべきでしょう。

ベトナムは原発の建設を国会で否決しましたが、昔は冷蔵庫やクーラーを使わなかった庶民も皆これを使うようになってきましたし、工場団地も次々と建設されていて、更には、今後大気汚染対策でバイクや自動車も電気バイクや電気自動車になったりすると、今後、電力不足になることが予想されています。LPG関連施設や発電所を建設するため、民間投資家による大規模投資が必要なのですが、PPP法の成立により、原則、準拠法がベトナム法になってしまいました。私も国会まで行って陳情したのですが、通常業務のかたわらだったこともあり、留保付きの例外規定を入れさせるのがやっとでした。

外国金融機関から大規模インフラ投資に必要な多額の融資を引き出すためには、民法など基本法令の解釈の透明性が不可欠で、そのためには公式な解釈を示すテキストブックや、裁判所の判例が必要です。インフラはすべての産業の土台であり、産業はその上に乗っかっています。インフラ整備のニーズが大きいのに、それを促進するはずのPPP法が逆に足かせになるのでは本末転倒です。

そこで、ICD、法務省など日本政府にお願いしたいのは、民法、商法などの基礎法のテキストブックの作成支援や、判決の起案能力向上支援です。ベトナムでは、法学の教授が書いたようなテキス

トやコンメンタールでは法源性がまったく認められないので、これに法源性を与えるには、テキストブックは、司法省、SPC、SPPの3機関合同の解釈本のようなものが理想です。

これと関連して、外国仲裁判断の執行承認の裁判や国内仲裁判断に対する異議申立ての裁判において問題となる、ベトナム法の根本原則や、手続き違反の解釈に関して、SPCがこの解釈を統一するために、司法省とSPPとの合同規則を策定中ですが、ベトナムの裁判所がこれらの解釈を濫用することによって、外国からよく批判を受けるベトナムの裁判所の外国仲裁判断の不承認や、国内仲裁判断の破棄を合理化するという点の支援も期待したいです。この点は、PPP契約において外国法を適用する場合の要件ともかかわりがあります。

また、ベトナムの企業法における企業の分割や合弁法制の規定が簡易すぎて実務上使えず、資産譲渡に頼っているため、手続きが煩瑣であるという問題があります。企業法の改正に対する体系的な支援も期待したいです。これは、企業法本体の規定の詳細化のみならず、企業登録・登記の政令、省令の改正まで実施しないと、実務上動かないという特性があり、ヘビーな案件です。私が司法試験に受かったときには、日本でも、会社法の規定に企業分割の規定がなく、試験問題にも、営業譲渡でこれを代替するというような問題が出ていましたが、これが日本の会社法に取り入れられたのは、私が弁護士になった後の話です。ベトナム日本商工会の法務小委員会の活動では、個別の問題にコメントはできますが、企業法

の体系的な改正になると、通常業務のかたわらでできるようなものではありません。

更には、刑法の中の贈収賄の規定で、商業賄賂の合理化についても、法令の趣旨論からの再構成を支援するというような支援も期待したいです。

あと、日越共同イニシアティブの土地法のワーキングチームで問題となっている不動産登記の改善、電子化による一般公開化の問題でも日本の支援が欲しいところです。この問題は、私が司法省に赴任したときにも扱っていましたが、日本の制度を紹介するというにとどまり、不動産登記のシステムの構築の問題には踏み込めませんでした。不動産の登記制度の構築とその実施は、土地法などの法令の制定・改正のみならず、不動産登記のシステムの構築ができないと実現しないという特性があるのですが、最近では、日本の企業もベトナムの不動産登記の電子化システムの構築に興味を示しているので、日本の法整備支援と日本の企業による不動産登記の電子化システム構築ビジネスを合体させた支援ができれば、より有益な支援が出来るのではないかと思う次第です。

日本には、これまでの支援の枠組みという強みがありますので、大いに期待したいです。

○枝川 武藤先生がおっしゃったように、日越関係は今後も続くと思います。あくまで個人的見解ですが、過去行ってきた協力の内容・結果が、ベトナムが2005年から行ってきた法司法改革における未達成課題との関連でどうなっているかの検証が必要なように思えます。

たとえば2009年に発行された「判決書作成マニュアル」などはそうした対象の一つでしょう。

また中長期的には、たとえば2020年10月19日に司法省と日本の法務省との間で交換された協力覚書を活用する等して、カウンターパート機関間同士の恒常的な協力を定着・拡大させるとともに、協力課題やカウンターパート機関をより絞った形でJICAプロジェクトを機動的に活用するなど、新たな枠組みでの取組みが考えられるように思えます。僭越ですが、ICDはそのどちらにも関与できる立場ではないかと思えます。

○**横幕** 法令の整合性をはじめ、法制度整備をめぐる課題は一朝一夕に解決できるものではなく、今後も、ベトナム側のニーズがなくなることはないでしょうし、ベトナムの法・司法制度の環境が向上していくことは、ベトナムのみならず、日本を含む諸外国にも裨益することであると思えます。また、世界が大きく動いている中、武藤先生のおっしゃっていた法制度整備支援を通じて培われる「人のアセット」の重要性は、国と国との関係づくりの上でも、今後高まることはあっても低下することはないと思えますし、そうしたアセットは、長い時間をかけて向き合う営みがあるからこそ蓄積され得るものであると思えます。一方、枝川専門家も指摘されたように、新しいプロジェクトでは、過去の日本の支援の成果をどのように有効に活用していくかという視

点も重要になってくると考えています。そのための準備として、現在、プロジェクトでは、過去約25年の活動によってプロジェクト内に蓄積されてきた資料の整理を進めているところです。併せて、プロジェクトオフィスのスタッフを増員するなどして、更なる情報入手手段の拡充に努めているほか、先ほど話に出たように、現地専門家とICD教官らとの勉強会にスタッフにも積極的に参加してもらうことを通じて、スタッフを育成することも目指しています。実際、スタッフにとっても、ICD教官らとのやり取りは刺激になっているようです。こうしたやり取りが気軽に可能となった今、ICD教官が現地でのプロジェクト活動に関与できる機会は、これまで以上に増えてくるものと思えますし、プロジェクトとしても、それを念頭に置いた新しい活動の在り方を考えていく必要があると思っています。こうした試みも含めて、プロジェクトとしては、2年目以降のワーキンググループ活動の開始に向けて、現地で対応可能な体制を整えることにも注力していきたいと考えています。

○**河野** 皆様のお話を拝聴し、教官としてあらためて、法整備支援の意義、ICDが今後果たすべき責任を認識することができました。本日は、お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございました。これにて、お開きとさせていただきます。これにて、お開きとさせていただきます。これにて、お開きとさせていただきます。